

## 第 9 章

### 下請取引の規制

韓国では、「下請取引の公正化に関する法律」に基づき、わが国と同様に、下請取引において親事業者が行う支払遅延、買い叩き、受領拒否、返品、減額等の行為が規制されている。「下請取引の公正化に関する法律」は、わが国の下請代金支払遅延等防止法を参考に作られたものであるので、同法と大変似ている。しかし、わが国の下請代金支払遅延等防止法と比べて、規制の対象となる下請取引の範囲に建設委託やソフトウェア等の新しい分野のサービスの委託が含まれていたり、規制の対象となる行為に先払金の支払、内国信用状の開設等の行為がある等、規制の内容に差異も見られる。

「下請取引の公正化に関する法律」は、韓国の独占禁止法である公正取引法の補完法として、1984年12月に制定された法律であるが、同法の制定前にもすでに、支払遅延等の前記行為については、公正取引法やその他の法律により規制されてきた経緯がある。下請法は、制定後において、90年代になって、92年12月及び94年12月の2次にわたって強化改正されている。

#### 1. 沿革

「下請取引の公正化に関する法律」(以下「下請法」という)が制定される以前は、不公正な下請取引は、中小企業系列化促進法、建設業法等の法律により部分的に規制されるとともに<sup>(1)</sup>、公正取引法により優越的地位の濫用行為の一形態として規制されていた<sup>(2)</sup>。

公正取引法は、1980年12月に制定されたが、その翌年12月に、建設業者が発注者から先払金の支払を受けているにもかかわらず、当該建設業者の下請事業者には先払金を支払わなかったことに対して、不公正取引行為指定告示の第9号に規定する優位的地位の濫用に当たるとして是正命令が行われている。その後、82年12月に、公正取引法の優位的地位の濫用行為に該当する下請取引の不公正取引行為を定めた「下請取引上の不公正取引行為指定告示」が制定され（翌年4月に施行）、同指定告示に基づき259件の事件が処理されている<sup>(3)</sup>。

指定告示制定から2年後の1984年12月、下請法が制定されることになるが（施行は翌年4月），下請法が制定された理由としては、まず、指定告示体制の下で、事件数が大幅に増加し（83年度48件、84年度211件），もはや指定告示によるよりも独立の法律によって迅速かつ効果的に規制する必要性が出てきたこと<sup>(4)</sup>が挙げられる。また、不公正な下請取引に対する規制は、公正取引法に基づく指定告示のほかに、中小企業系列化促進法、建設業法等の法律でも一部行われており、同一の行為に対し異なる法律の同時適用を避けるためにも、法規整備の必要性があったこと等<sup>(5)</sup>が挙げられる。

しかし、下請法の制定を考える際に、ただ単にこうした理由のみならず、その背後にある事情として、韓国の経済及び産業に対する政策やこれと密接に関係した中小企業政策がどのように変化してきていたかについて留意しておく必要があろう。

韓国の経済発展は、主として、輸入部品を用いて比較的労働集約的な方法により大規模生産の利益を享受する形で製品の加工組立を行い、それを輸出するパターンで行われた。政府は、これを大企業を集中的に支援・育成する形で行った。こうした政策は、限られた資源を大企業に集中させ、中小企業による利用可能な資源を少なくさせたほか、大企業の輸入部品への依存を高めさせ、国内の関連中小企業を育成・発展させることに必ずしも繋がらなかった。このため、中小企業は、大企業に比べて、不利な立場に追い込まれ、両者の格差は拡大し、生産性において大きな格差がもたらされた<sup>(6)</sup>。

こうした事態に対処するため、1978年から、中小企業の保護・育成政策が本格的に推進されるようになり、同年末に中小企業振興法と中小企業固有業種への大企業参入の防止等を図る中小企業事業調整法が制定された。さらに、80年代に入ると、81年に公正取引法が制定され、中小企業の保護・育成が独占禁止政策の一環として強化された。また、同年には、公共機関による中小企業製品の優先的購入を定めた中小企業製品の購買促進法が制定され、83年には、半民間団体による有望中小企業指定育成事業が開始された<sup>(7)</sup>。下請法は、こうした一連の流れのなかで、84年に制定されたものであり、その後も、中小企業創業支援法が86年に制定されるように、韓国では、80年代において、中小企業の保護・育成のための法体系と機関の整備が進むことになる。

ただ、こうした一連の流れに加えて、さらに留意すべきことは、韓国の中 小企業政策においては、日本の下請分業生産システムの利点を評価する立場から、明確に、大企業を核として、大企業と中小企業による連携の形成を目的とする施策が打ち出されてきたことである<sup>(8)</sup>。そのことは、中小企業系列化促進法等に見られるような中小企業の下請系列化促進政策に現れている。系列化による下請の育成は、部品生産を特定の下請企業に委託させることにより、専門性と規模の経済性を実現させ、親企業による下請企業の指導を通じて、品質の向上や原価の節減をもたらす等、専門化の促進、技術の改善、生産性の向上に資するものとしてとらえられた。そして、系列化による下請の育成は、結果として、市場競争力や産業構造基盤の強化に寄与すると考えられた<sup>(9)</sup>。このため、系列化の促進が図られるなかでは、その弊害として現れる親企業の大企業による下請企業への優位的地位の濫用行為を抑制することも重要な課題ではあったが、主要な政策上の関心は、いかに効率的な大企業を頂点とする分業生産体制を構築するかにあったといえる<sup>(10)</sup>。韓国の中小企業政策は、中小企業の保護が政策の全てではありえず、部品産業を中心に、大企業と共に存・共栄しうる中小企業の創出・育成という経済全体の構造改編政策の一角を成すところにその本質と特徴があるといわれている<sup>(11)</sup>。下請法の制定の背景を理解する上においては、こうした韓国の中

企業政策の特徴や産業・経済全体に対する政策の流れに留意しておくことが、肝要と考えられる。

ところで、中小製造業全体に占める下請事業者の割合が、下請法が制定・施行される 4 年前の 1980 年から同法が制定・施行される 6 年後の 91 年までの間に、どのくらい変化したかを見ると、事業者数ベースで、80 年の 21.3% から、91 年の 79.1% へと大幅に下請事業者の割合が増加していることがわかる<sup>(12)</sup>。こうした状況が見られるなかで、下請法は、90 年代になって、92 年 12 月と 94 年 12 月の 2 次にわたって、強化改正された。92 年の法改正においては、大規模企業集団に所属する会社が製造等の委託を行う場合にはその規模の大小の如何に関係なく親事業者と見なす等の改正が行われた。また、94 年 12 月の法改正においては、ソフトウエア開発、エンジニアリング活動及び建築設計の委託を製造委託に追加し、また、中小企業間の下請取引の範囲を調整するとともに、公正取引委員会が標準下請契約書の作成及び使用を事業者又は事業者団体に勧奨することができるよう改定され、そのほかにも、規制内容を強化する改正が行われた。また、是正措置に関するもの、是正命令を受けた親事業者にそのことの公表を命じることができたり、常習的な違反建設業者には建設業法による営業停止を要請することができる規定が設けられた。

## 2. 現行規制の内容

韓国の独占禁止当局は、下請法が制定されるより前は、しばらくの間、公正取引法により下請取引を規制し、その間に同法の優越的地位の濫用行為に該当する下請取引における不公正取引行為を指定した「下請取引上の不公正取引行為指定告示」(以下「指定告示」という)を制定し、公正取引法に基づき規制の実効確保を図っていた。下請取引に対する必要な規制は、おおむねこの指定告示で取り入れられていたことから、この指定告示の内容がほぼそ

のまま下請法に引き継がれた。このため、下請法の制定当時に、新たに追加された規制は少なく、下請法の規定の大部分は、指定告示の規定と変わっていない。しかし、下請法の手続に関する規定は、指定告示には当然なかったものであり、新たに設けられた部分である。

下請法は、全文35条から成っており、目的・定義、親事業者の義務・遵守事項、下請事業者の義務・遵守事項、標準下請契約書、手続及び罰則の各規定が定められている。(なお、本書においては、下請法の原文の「原事業者」を親事業者、「受給事業者」を下請事業者と訳している。)

### (1) 目的・定義

下請法の目的は、「公正な下請取引秩序を確立し、親事業者と下請事業者が対等な立場で相互補完的に均衡して発展できるようにすることによって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」(1条)とされている。これに比べると、日本の下請法においては、「取引を公正ならしめ、下請事業者の利益を保護し、もって、国民経済の健全な発展に寄与する」と、「下請事業者の利益の保護」が入れられており、韓国の下請法には、それに相当する文言がないことに気づく。両者とも似たような規制内容となっているにもかかわらず、このように目的規定に差異が見られるのは、法制定の背景として、日本の場合は、まず何よりも、下請代金の支払状況の悪化が見られるなかで、下請事業者の側からこれに対して有効な下請対策を講じるよう強い要請があったという事情がある<sup>(13)</sup>。これに対して、韓国の場合には、前にも述べたように、どちらかといえば、中小企業の保護というより、経済全体の構造改編政策の一環として、大企業と相互補完的に共存する中小企業の創出・育成という政策的要請のなかで下請法が制定されたという経緯がある。こうした制定事情の差異が目的規定の差異に反映していると考えられる。

次に、下請法の規制の対象となる取引の範囲や親事業者及び下請事業者の規定が2条において定められている。

まず、規制の対象となる取引は、物品の「製造委託」及び「修理委託」と、「建設委託」である。「製造委託」及び「修理委託」を対象とする点は日本の下請法と同じであるが、「製造委託」のなかに、単に物品の製造委託のみならず、ソフトウェアの開発、エンジニアリング活動及び建築設計の委託が含まれている点において対象範囲が広がっている。また、「建設委託」も対象になっており、その点においても対象範囲が広がっている<sup>(14)</sup>。この「建設委託」には、建設工事のほか、電気工事、電気通信工事、消防施設工事、その他大統領令で定める工事の委託も含まれる。

そして、これらの「製造委託」、「修理委託」及び「建設委託」（以下「製造等の委託」という）であって、通常従業員数300人超の大企業によるそれ以下の中小企業への委託<sup>(15)</sup>と、中小企業者間の製造等の委託のうち、委託事業者の年間売上高又は常時雇用従業員数が受託事業者のそれらの2倍を超える企業間の委託が、下請法の規制対象となる。なお、大規模企業集団に所属する会社については、製造等の委託を行う場合は、規模の大小の如何に関係なく親事業者と見なすとし、また、製造等の委託を受ける場合は、下請事業者の要件に該当しても下請事業者と見なさないとしている。

## （2）親事業者等の義務・遵守事項

まず、親事業者の義務として、3条において、日本の場合と同様に、親事業者は、製造等の委託を行う場合には下請事業者に発注書面を交付するとともに、下請取引に関する書類を保存することを義務づけている。

次に、下請法の核心を成す親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が次のような行為を行うことを禁止している。

### ア 不当な下請代金の決定（4条）

親事業者は、下請事業者に対して、不当な方法を用いて当該目的物と同種又は類似のものに対して通常支払う代金に比し著しく低い水準で下請代金を

決定し（不当な下請代金の決定），又は下請を受けるよう強要してはならないとし，次の親事業者の行為は，不当な下請代金の決定と見なすとしている。

- ①正当な理由なく，一律の比率で単価を引き下げ，下請代金を決定する行為。
- ②協力要請等名目の如何にかかわらず，一方的に一定金額を割り当てた後，当該金額を減じて下請代金を決定する行為。
- ③正当な理由なく，特定の下請事業者を差別して取り扱い，下請代金を決定する行為。
- ④下請事業者に発注量等の取引条件について錯誤させ，又は他の事業者の見積若しくは虚偽の見積を提示する等の方法によって下請事業者を欺瞞し，これをを利用して下請代金を決定する行為。
- ⑤親事業者が一方的に不当に低い単価により下請代金を決定する行為。

#### イ 不当な受領拒否（8条）

下請事業者に帰責事由のない不当な受領拒否を禁止するとともに，受領書の発行を義務づけている。また，「受領」とは，親事業者が下請事業者から目的物を受け取り，事實上親事業者の支配下に置くことをいうと定めている。

#### ウ 不当な減額（11条）

下請事業者に帰責事由のない不当な減額を禁止するとともに，次の親事業者の行為は，不当減額と見なすとしている。

- ①委託する時には下請代金を減額する条件等を明示せず，委託の後で協力要請又は取引先からの発注取消，経済状況の変動等の不合理な理由により下請代金を減額する行為。
- ②下請事業者と単価引下げに関する合意が成立した場合，当該合意の成立前に委託した部分についても一方的にこれを遡及適用する方法により下請代金を減額する行為。
- ③下請代金を現金で又は支払期日前に支払うことを理由に過多に下請代

金を減額する行為。

- ④親事業者において発生する損害に実質的な影響を及ぼさない軽微な下請事業者の過失を理由として一方的に下請代金を減額する行為。
- ⑤目的物の製造、修理若しくは施工に必要な物品等を自己から購入させ、又は自己の装備等を使用させる場合において、適正な購入代金若しくは使用料金以上の金額を下請代金から控除する行為。

## エ 不当な返品（10条）

下請事業者に帰責事由のない不当な返品を禁止するとともに、次の親事業者の行為は、不当返品とみなすとしている。

- ①取引の相手方からの発注取消又は経済状況の変動等を理由に、目的物を返品する行為。
- ②検査の基準及び方法を不明確に定めて目的物を不当に不合格と判定し、これを返品する行為。
- ③親事業者が供給した原材料の品質不良によって目的物が不合格品として判定されたにもかかわらず、これを返品する行為。
- ④親事業者の原材料供給遅延によって納期の遅延があったにもかかわらず、これを理由に目的物を返品する行為。

## オ 下請代金の支払（13条）

親事業者が支払期日を受領日から60日以内の可能な短い期限を定めて、それまでに下請代金を下請事業者に支払うことを義務づけている。ただし、次の場合は、この限りでないとしている。

- ①親事業者と下請事業者が対等な立場で支払期日を定めたと認められる場合。
- ②当該業種の特殊性及び経済条件に照らしてその支払期日が正当であると認められる場合。

また、下請代金の支払期日が定められていなかった場合は、目的物の受領

日を、目的物の受領日から60日を超えて下請代金の支払期日を定めた場合(前記①及び②に該当する場合を除く)は、目的物の受領日から60日目に当たる日をそれぞれ下請代金の支払期日と見なすとしている。

親事業者が、下請代金を目的物の受領日から60日を超えて支払う場合、つまり、上記義務に違反した支払があった場合は、その超過期間(この場合、受領日から60日を超える期間の部分)について、利子制限法に規定する最高利子率(現在25%)<sup>(16)</sup>により遅延利子を支払うことを義務づけている。

また、親事業者が下請代金を、現金ではなく、手形で支払う場合は、当該手形は法律に基づき設立された金融機関において割り引くことが可能でなければならず、その場合、手形の交付日から手形の満期日までの期間に係わる割引料を手形の交付日に下請事業者に支払わなければならない。手形の交付が受領日から60日以内の場合は、受領日から60日を超える日以降満期日までの期間に係わる割引料を受領日から60日以内に下請事業者に支払わなければならないとしている。そして、この割引率については、市中銀行において適用される商業手形割引率を参照して、公正取引委員会が定めて告示するとし、年利12.5%に定められている(1993年3月25日告示)。

#### カ 原材料購入代金等の早期決済の請求(12条)

親事業者は、下請事業者に目的物の製造に必要な物品を購入させたり、親事業者の装備を使用させる場合、その購入代金や使用料金を下請代金の支払期日より早期に決済させてはならないとともに、親事業者が購入、使用又は第三者に供給する条件より著しく不利な条件で支払わせてはならないとしている。

#### キ 報復措置の禁止(19条)

親事業者は、下請事業者が法違反を申告したことに対して発注機会の制限、取引停止、その他の不利益を与えてはならないとしている。

### ク 物品等の購入強制（5条）

親事業者は、目的物の品質維持等正当な事由のある場合を除き、親事業者の指定する物品、装備等を下請事業者に購入又は使用するよう強要してはならないとしている。

以上、上記アーケの規定は、日本の下請法の規定に比べて、具体的に定められており、なかには、満期日前の手形割引料の親事業者負担の義務づけ等のように、より厳しくなっているものもあるが、基本的には、両国の規制に大きく異なるところはない。

しかし、韓国の下請法は、これらの規定のほかに、親事業者の遵守事項として次のものが規定されており、これら規定は、日本の下請法にはないものである。

### ケ 検査基準・方法及び時期（9条）

納品検査の基準及び方法は親事業者と下請事業者が協議して定めた客観的に公正かつ妥当なものでなければならず、親事業者は、正当な事由がある場合を除き、目的物の受領後10日以内に検査結果を下請事業者に書面で通知しなければならないとし、その期間内に通知しなかった場合は、合格したものと見なすとしている。

### コ 設計変更等に伴う下請代金の調整（16条）

親事業者が下請事業者に委託後に、設計変更、経済状況の変動等の理由により発注者から追加金額の支払を受ける場合において、同一の事由により目的物の完成に追加費用が必要となる時は、親事業者が発注者から受けた追加金額の内容と比率に応じて下請代金を増額しなければならず、また、発注者から減額を受けた場合には、その内容と比率に応じて減額できるとしている。そして、この下請代金の増額又は減額は親事業者が発注者から増額又は減額を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。

#### サ 先払金の支払（6条）

下請事業者に対し委託を行った親事業者は、発注者から先払金を受ける時は、下請事業者が製造、修理又は施工に着手できるよう、当該親事業者が受ける先払金の内容及び比率に従い、先払金の支払を受けた日から15日以内に先払金を下請事業者に支払わなければならないとしている。また、親事業者が発注者から受けた先払金をその期限を超えて支払う場合は、その超えた期間に対して利子制限法に定める最高利子率により利子を支払わなければならないとしている。

#### シ 下請代金の直接支払（14条）

発注者が親事業者との間で下請代金を直接下請事業者に対して支払えるとしている場合等においては、発注者は直接下請事業者に下請代金を支払うことができるとしている。これは、親事業者が支払不能に陥った際に下請事業者の保護のため発注者に申請すれば直接支払を可能にする制度である。

#### ス 内国信用状の開設（7条）

輸出品の製造委託の場合、正当な事由がある場合を除き、委託の日から15日以内に下請業者に内国信用状を開設しなければならないとし、信用状による輸出に当たって、親事業者がもとになる信用状を受ける前に製造委託する場合は、もとになる信用状を受けた日から15日以内に国内信用状を開設してやらなければならないとしている。

#### セ 関税等還付金の支払（15条）

輸出品の製造委託の場合、親事業者が輸出用原材料に対する関税等の還付に関する特例法に基づき関税等の還付を受ける時は、これを受けた日から15日以内に、受けた内容に応じてこれを下請事業者に支払わなければならないとし、また、この規定にかかわらず下請事業者に対する関税等の還付相当額

の支払は、下請事業者の責に帰す事由がない場合に限り、目的物の受領日から60日を超えることができないとしている。そして、親事業者が関税等の還付相当額をそれらの規定において定める期限を超えて支払う場合は、その超過期間について利息制限法において定める最高利子率により利子を支払わなければならないとしている。

#### ソ 不当な代物弁済の禁止（17条）

親事業者は、下請事業者の意思に反して下請代金を物品で支払ってはならないとしている。

#### タ 不当な経営干渉の禁止（18条）

親事業者は、下請取引量を調節する方法等を用いて、下請事業者の経営に干渉してはならないとしている。

#### チ 脱法行為の禁止（20条）

親事業者は、下請取引に関連して迂回的な方法により実質的にこの法律の適用を免脱しようとする行為をしてはならないとしている。

### （3） 下請事業者の義務・遵守事項

下請法は、3条3項において、下請事業者に対しても下請取引に関する書類を保存する義務を定めるとともに、21条において、下請事業者の遵守事項として、次の事項を定めている。これらの規定は、いずれも日本の下請法にはないものである。

- ①親事業者から製造等の委託を受けた場合は、その委託の内容を信義にのっとり誠実に履行しなければならない。
- ②親事業者のこの法律に違反する行為に協力してはならない。
- ③この法律による申告をする場合は、証拠書類等を公正取引委員会に対

して迅速に提出しなければならない。

#### (4) 標準下請契約書

下請法は、3条の2において、公正取引委員会が法の適用対象となる事業者又は事業者団体に対して標準下請契約書の作成及び使用を勧奨することができるとしている。この規定も日本の下請法にはない。

#### (5) 手続規定

22条において、何人も下請法に違反する事実があると認める時は、その事実を公正取引委員会に申告できるとともに、公正取引委員会は、申告があった場合や違反事実があると認める場合は必要な調査をすることができるとしている。違反行為に対する公正取引委員会の調査、意見聴取等に関しては、27条において公正取引法の規定を準用している。

また、公正取引委員会の調査対象となる下請取引については、23条において、その取引が終了した日から3年を経過していないものに限るとし、下請取引の調査期限を設けており、但書において、取引が終了した日から3年以内に申告された下請取引については、取引が終了した日から3年が経過していても調査を開始することができるとしている。こうした下請取引の調査期限を設けた規定も、日本の下請法にはない規定である。

下請法の規定に違反した親事業者に対しては、25条1項において、公正取引委員会が当該違反行為のは正に必要な措置を勧告し又は命令を行うことができるとして（是正勧告及び是正命令の制度）、同条4項において、公正取引委員会は、是正命令をした場合は、是正命令を受けた事業者に対して是正命令を受けた事実を公表することを命じることができるとしている。日本の下請法においては、勧告の規定はあるが、こうした是正命令の規定はない。

また、日本の下請法にない制度として、24条において、「下請紛争調停協

議会」の制度が定められている。これは、業界において自主的に紛争調整を行わせるため、施行令で定める団体内に下請紛争調停協議会を設けさせ、公正取引委員会の要請に基づき下請取引の紛争について事実を確認させ、調停を行わせるものである。下請紛争調停協議会は、例えば、製造委託及び修理委託の場合であれば、中小企業協同組合中央会内に、建設委託の場合であれば、建設協会及び専門建設協会（共同設置）内に、電気工事の場合であれば、韓国電気工事協会内に設けられており、いずれも、公益代表、親事業者代表及び下請事業者代表各3名、計9名の委員によって構成される。下請紛争調停協議会において調停が成立した場合は、25条2項において、当該下請紛争調停協議会が調停したこと、特別な事由がない限り、公正取引委員会が是正に必要な措置をしたものと見なすとしている。

#### （6）罰則規定

30条2項において、是正命令の不履行のほか、不当な経営干渉、報復措置及び脱法行為の違反行為については、1億5000万ウォン以下の罰金に処するとしている。また、30条1項において、親事業者の発注書面の交付義務違反、親・下請事業者の書類保存等の義務違反及び前記違反行為以外の親事業者の違反行為については、下請代金の2倍以下の罰金に処するとしている。日本の下請法では、発注書面の交付・保存と報告・検査に係わるもののみが罰金の対象になっているが、韓国の下請法の場合にはそれより広がっており、下請事業者の書類保存業務違反に対してまで罰金が科されるようになっている。

なお、32条において、30条の罪は、公正取引委員会の告発がなければ、公訴を提起することができないとされており、また、31条において、30条の規定に該当する違反行為をした時は、行為者を罰するほか、当該法人同様の罰金刑を科すとする両罰規定が設けられている。

また、調査を拒否、妨害又は忌避した場合や、報告や資料・物件の提出を

しなかったり、虚偽の報告等を行った場合は、30条の2において、3000万ウォン以下の過怠料に処されることになっている。

#### (7) その他の規定

28条において、下請取引に関してこの法律の適用を受ける事項については公正取引法23条1項4号の規定（不公正取引行為）を適用しないとしており、34条においては、建設業法等の他の法律の規定が下請法に抵触する場合には、下請法の規定が優先するとしている。

また、26条において、公正取引委員会は、関係行政機関の長に対して、調査に必要な人員の支援その他必要な協力を要請できるとしているほか、関係行政機関の長に対して、下請法の規定に常習的に違反している親事業者や下請事業者に対しは入札参加資格の制限、建設業法に基づく営業の停止その他下請取引の公正化のための必要な措置をとるよう要請することができるとしている。

### 3. 運用状況

#### (1) 概況

1983年度から93年度までの期間（83年度と84年度は公正取引法の指定告示による規制、それから後は下請法による規制）における措置件数は、表1のとおり、1478件である<sup>(17)</sup>。このうち、是正命令と是正勧告について見ると、是正命令が400件、是正勧告が65件となっており、是正命令の件数が、是正勧告の件数の約6倍となっている。是正勧告については、90年度以降その措置実績がない状況にある。是正命令と是正勧告以外の措置件数については、警告が583件、下請紛争調停協議会による調停が407件、告発が23件となっており、

警告と下請紛争調停協議会による調停の合計で措置件数全体の3分の2を占める状況にある<sup>(18)</sup>。

また、1983年度から93年度までの期間における措置件数の推移を見てみると、下請法が制定・施行される前は、措置件数は、83年度で4件、84年度で85件であったが、下請法が制定・施行された84年度には140件に急増し、それ以降、89年度まで毎年140～150件くらいで推移している。90年度においては、措置件数は、いったん97件と減少するが、職権実態調査の拡充が件数を増加させる要因となって、91年度には199件、93年度には226件と増加するに至っている。

次に、違反行為類型別措置件数について見ると、表2のとおりであり、下

表1 年度別下請法違反事件措置件数

		1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	計
措 置 件 数	告 発	0	0	1	2	2	3	0	0	2	7	6	23
	是正命令	0	35	59	54	34	29	38	7	75	26	43	400
	是正勧告	3	13	15	18	6	9	1	0	0	0	0	65
	警 告	1	37	56	33	50	62	63	58	70	66	87	583
	調 停	0	0	10	46	49	41	37	32	52	50	90	407
	計	4	85	140	153	141	144	144	97	199	149	226	1,455
棄却その他		44	126	232	283	226	183	115	89	115	122	293	1,828
合 計		48	211	373	436	367	327	259	186	314	271	516	3,308

(注)経済企画院『公正去來』第2号(1998年12月), 201ページの表1及び韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」(1994年8月), 454ページの表より転載。

表2 下請法違反行為類型別措置件数

	代金未払	代金支払遅延	手形割引料未払	書面未交付	減額	受拒	領否	先払金未払	その他	計
製 造	135	104	237	109	20	27		5	174	811
建 設	355	173	269	129	5	3		72	56	1,062
合 計	490	277	506	238	25	30		77	230	1,873

(注)(1)韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」(1994年8月), 452ページの表から作成。

(2)対象事件は、1987年5月から93年12月末までの告発, 是正命令, 是正勧告, 警告及び調停の対象となった事件である。1事件当たり複数の違反行為類型を含む場合があり、その場合は、1違反行為類型を1件として計算されている。

請取引の規制業務を専門に担当する下請課が韓国の独占禁止当局に設けられた1987年5月以降93年12月末までの期間において、手形割引料未払が506件と最も多く、続いて、代金未払490件、代金支払遅延277件、書面未交付238件の順になっている。これら以外の違反行為については、件数が相当少くなり、先払金未払77件、受領拒否30件、減額25件となっており、違反行為類型のなかでは、代金未払、代金支払遅延と手形割引料未払の合計で、違反行為全体の68%を占める状況にある。

また、措置件数を産業別に見てみると、全体の1873件のうち811件が製造業、残る1062件が建設業となっており、建設業の方が製造業より違反行為が多く発生している。その理由としては、製造業の下請取引の場合は、通常、継続的取引の形態をとり、下請事業者が取引停止をおそれて紛争を表面化させないという事情があるのに対して、建設業の場合は、1回限りの取引が多く、紛争が表面化しやすいことが指摘されている<sup>(19)</sup>。

なお、1995年12月末までに告発が行われた事件は23件であり、そのうち、是正命令と同時に告発が行われたものが1件、是正命令を履行していないため告発が行われたものが18件、違反行為を是正したとして是正命令を免れて是正勧告を受けたのに実際には違反行為を是正していなかったため告発が行われたものが1件となっており、残る2件が、調査の妨害、虚偽の資料の提出となっている<sup>(20)</sup>。

## (2) 職権実態調査

基本的に、下請事業者は、親事業者から不利益を受けていても、取引停止をおそれて申告しないという問題がある。また、そのために、申告される事案は、取引が中断されたものが大部分であり、そのような場合には、是正措置がとられても、下請事業者への最終的な保護効果はあっても、今後の取引条件の改善が期待できるわけではないという問題がある。こうした問題に対処するため、1985年以降、毎年、下請取引について職権実態調査が実施され

るようになった。独占禁止当局は、これにより、下請取引秩序を改善し、同時に、公正な取引秩序の早期の定着を図るとしている<sup>(21)</sup>。職権実態調査は、拡充されてきており、例えば、93年度に実施された職権実態調査の状況を紹介すると、次のとおりである<sup>(22)</sup>。

まず、建設下請取引について、公共機関の発注工事を受注した実績のある11建設業者を中心にしてその下請取引の調査が行われた。この調査結果に基づいて、当該11建設業者に対して是正措置がとられたほか、この調査に依拠して、次のような下請取引の改善施策がとられた。

#### ①不公正な下請取引を誘発させる素地がある制度や慣行の改善

政府及び投資機関の発注工事の代金支払条件を改善するため、予算会計法令が改正され、政府及び投資機関による工事代金の月1回支払等が実施されることになった。また、下請事業者への優越的地位の濫用の素地を排除するため、低価格で入札された公共工事に対する下請代金の直接支払制の導入、100億ウォン以上の公共工事の入札時に下請事業者の見積を添付させる付帯入札制度の導入等が図られた。

#### ②不公正な下請取引に対する制裁の強化

建設業法が改正され、一括下請行為について営業停止が免許取消に改められるとともに、下請法を遵守させるため、主管官庁の長に対して下請法違反事業者の営業停止を要請できるように下請法が改正された。また、下請法の常習的違反業者に対する政府入札参加制限基準が策定された。

#### ③下請取引に対する常時の監視体系の構築

常習的違反業者に対して、隨時の職権実態調査の実施等、特別管理を行うとともに、優秀な下請取引業者の選定・表彰等を行うこととされた。

次に、製造下請取引については、電子、機械、自動車、造船、衣類の5業種30事業者を対象に調査が実施され、調査の結果、8事業者に対して是正命令、20事業者に対して警告が行われた。この調査において、是正命令を受けた2事業者については、是正命令の不履行が確認されたので告発措置がとら

れたが、全般的には、職権実態調査が毎年実施されてきたことから、事業者の公正な下請取引に対する認識は改善されてきており、特に、代金の支払状況が良くなってきたとしている。例えば、以前においては、60～120日の手形払が大部分であったものが、60日以内又は現金払が大部分になっている状況が見られるようになったとしている。今後、職権実態調査について、公正取引委員会は、調査を受けたことがない事業者を中心に実施していくことが望ましいとしている。

### (3) 下請紛争調停協議会

公正取引委員会から下請紛争調停協議会の調停に回される事件は、製造・修理委託の場合は、親事業者の売上額が500億ウォン以下の申告事件であり、また、建設委託の場合は、親事業者の土地取引限度額順位が150位より下位の申告事件である。建設委託の場合、1993年7月より前は、76位から150位までの申告事件も下請紛争調停協議会の調停の対象となっていたが、調停が不成立の時は、事件の処理が遅延して問題があるとして、この範囲内の比較的大きい申告事件については、公正取引委員会が直接処理することとされた<sup>(23)</sup>。

下請紛争調停協議会の調停に回された事件数は、調停が始められた1982年5月から93年12月末までの間において581件である。このうち、調停成立は407件となっており、調停件数全体に占める調停成立件数の割合、つまり、調停の成功率は70.1%ということになる。この調停の成功率を、さらに製造業と建設業の別に見てみると、製造業の場合78.8%，建設業の場合65.3%となっており、製造業の方が成功率が高くなっている<sup>(24)</sup>。その理由としては、製造業の場合は、建設業の場合に比べて、当事者間における紛争の金額が相対的に小さく、そのため調停が成立しやすいことが挙げられている<sup>(25)</sup>。

#### (4) 下請取引申告センター

下請取引においては、たとえ、下請事業者が不利益を受けていても、取引停止をおそれて申告を行わない傾向があり、不公正な下請取引が表面化しないおそれが強いという問題がある。このため、公正取引委員会は、下請事業者がいつでも容易に下請取引について相談でき、それを事件の申告に繋げる工夫として、1993年3月30日から下請取引申告センターと称する専用電話を設置した。その設置を中小企業に知らせた結果、93年12月末までに436件の相談電話が寄せられた。公正取引委員会は、このなかから82件を事件の端緒として調査し、28件について措置をとった（是正命令10件、警告8件、調停10件）。しかし、公正取引委員会は、相談電話件数が減少し始めたことから、今後、申告センターに対する広報を強化する必要があるとしている<sup>(26)</sup>。

#### (5) 標準下請契約書

下請事業者は、不公正な契約条項により不利益を受けるのみならず、いつたん紛争になれば、紛争解決までに多くの時間と費用を必要とすることも多く、事後的救済を受けるのも難しい。こうした事態ができるだけ未然に防止するため、公正取引委員会は、業種毎に親事業者が下請事業者と共同して標準下請契約書を作成し、使用するよう薦めている。建設業においては、すでに1987年3月から、大韓建設協会と大韓専門建設協会によって共同で標準下請契約書が作成され、使用されており、製造業においては、93年4月から自動車、電子、造船において、標準下請契約書が作成され、使用されるようになっている。製造業においては、こうした取組みが建設業に比べて遅っていたが、さらに、機械、電気、繊維においても標準下請契約書を作成・使用する動きが出ている<sup>(27)</sup>。

#### 4. 今後の課題

韓国公正取引委員会が、近年において、指摘してきている施策課題として次のようなものが挙げられる<sup>(28)</sup>。

##### ①下請法の適用対象の拡大

中小企業間の下請取引に対する法適用基準として、これまで従業員数を基準としてきたが、これに売上高の基準も追加する必要があるとしている。また、新しい産業分野の下請取引についても下請法の適用対象とすべきであるとしている。

(これらの点については、1994年12月の法改正により実現された。まず、売上高の基準の追加の点については、それまでは、下請法の適用対象となる中小企業間の下請取引について、常時雇用従業員数において100名を超える中小企業と100名以下の中小企業の間の下請取引とされていたのが、年間売上高又は常時雇用従業員数において、下請取引の相手方中小企業の2倍を超える中小企業と当該相手方中小企業の間の下請取引に改正されている。また、新しい産業分野の下請取引に対する下請法の適用対象の拡大の点については、ソフトウエア開発、エンジニアリング活動及び設計の委託が新たに製造委託に含められた。)

##### ②職権実態調査の実施

下請事業者による申告は、下請取引の特性からして容易でないこと等から、職権実態調査が毎年定期的に主要業種の事業者に対して実施されている。この職権実態調査の充実を図り、下請取引秩序の早期定着を図る必要があるとしている。

##### ③常習違反者に対する制裁の強化

違反行為が継続して発生する素地を除去し、下請取引の公正化を推進するため、常習的な違反者には、告発措置をとるとか、政府発注工事や政府の物資購買における入札参加資格の制限を関係行政機関に要請する

としている。

(1994年12月の法改正により、公正取引委員会は、関係行政機関の長に対して、常習的な違反者について、これまでの入札参加資格の制限の要請のほかに、建設業法の規定に基づく営業停止の要請を行うことができるようになった。)

#### ④標準下請契約書の作成の推進

契約段階において親事業者による優越的地位の濫用が行われることを防止するとともに、下請事業者においてもその業務事項が誠実に履行されるよう、業種別に標準下請契約書の作成・使用を推奨し、業界による自主的な法の遵守を推進するとしている。

#### ⑤法違反事業者に対する事後管理

是正措置を受けた事業者に対しては、その履行の確保のみならず、違反行為の未然防止を図るため、書面実態調査の方法を導入し、周期的かつ体系的な事後管理を行う必要があるとしている。

#### ⑥調査方法の研究

日本等外国で実施している書面実態調査の調査方法を研究し、違反行為に対する調査の円滑化を図り、下請取引を阻害しない方向での規制が可能となるよう努力するほか、処理結果等の電算化を図るとしている。

#### ⑦教育・広報の強化

是正措置を受けた事業者といえども、当該実務担当者の異動により、違反行為をくり返すことが多い。このため、実務担当者等に対し、下請法の全面的な教育、広報を行うとしている。

## 5. 小 括

韓国の下請法は、1990年代になって、92年12月と94年12月の2次にわたって、強化改正された。94年12月の法改正はかなり大きな改正となり、製造委託の範囲に、ソフトウエア開発、エンジニアリング活動及び建築設計の委託

が追加され、公正取引委員会が標準下請契約書の作成及び使用を事業者又は事業者団体に勧奨することができる規定が設けられた。また、是正措置に關しても、是正命令を受けた親事業者にそのことを公表させることを命じたり、常習的な違反建設業者には建設業法による営業停止を要請することができる規定が設けられた。韓国の規制は、もともと日本の規制と大変似ていたが、前述のとおり、規制の内容等について異なる点も存在していた。94年12月の法改正により、この異なる点が一層増え、両者の差異は拡大した。日本の下請取引の規制に似た規制は、現在のところ、韓国にしか存在しないが、韓国の下請取引の規制も、韓国の下請取引の実情にそって、独自の発展を遂げてきている状況にある。今後、両者の規制の差異がどのように展開するのか大変興味のあるところであるが、韓国における下請取引の規制においては、下請法制定の背景に、韓国の中小企業の育成という政策的な要請の流れがあったことに見られるように、日本の下請取引の規制に比べて、政策的志向がより明瞭であることに留意しておく必要があると考えられる。

(注)(1) 『公正去來10年』(韓国公正取引委員会・韓国開発研究院、1991年4月)では、中小企業系列化促進法と建設業法のほかに、電気工事業法と電気通信工事業法を挙げている(179ページ)。

(2) 中小企業事業団中小企業研究所「中小企業の国際比較研究～韓国編～」、1988年3月によれば、公正取引法の制定前にも、物価安定及び公正取引に関する法律及び同法施行令に基づき「下請取引における不公正取引行為の規制指針」が定められ、下請取引に係わる不利益を排除し、公正な取引秩序を確立する努力が払われていた(213ページ)模様である。

(3) 及び(4) 前掲、韓国公正取引委員会・韓国開発研究院『公正去來10年』、47～48ページ。

(5) 吉田孝雄「韓国の下請法の制定について」(『国際商事法務』、1985年)によれば、このほか、国民の権利、義務に関する事項を告示で規制することには限界があったことや、強制的な是正措置のみでは下請取引の公正化の推進には限界があり、親・下請事業者の自律的な協調関係を作り出す必要があったことが挙げられている(320ページ)。

- (6) 前掲、中小企業事業団中小企業研究所「中小企業の国際比較研究～韓国編～」、109～110ページ。
- (7) 金早雪「韓国の産業構造と中小企業」(『経済評論』増刊「韓国経済の分析」、日本評論社、1988年4月)、41～142ページ。
- (8), (9)及び(10) それぞれ、前掲、中小企業事業団中小企業研究所「中小企業の国際比較研究～韓国編～」、121ページ、同91ページ・154ページ及び同121ページ。
- (11) 前掲、金早雪「韓国の産業構造と中小企業」、143ページ。
- (12) 韓国公正取引委員会「『新経済五カ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」、1993年7月、23ページ。
- (13) 長谷川古監修『事例解説 下請代金支払遅延防止法』、競争問題研究所、1978年11月、17～18ページ。
- (14) わが国では、建設業法において下請取引の規制があり、また、独占禁止法による建設業における下請代金の支払遅延等に対する適用については、「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」がある。
- (15) 韓国公正取引委員会「公正去來制度解説」、1990年7月、376ページ。ただし、大企業と中小企業の区分については、中小企業基本法の規定を引用しており、従業員のほか、資産規模も考慮される。
- (16) 韓国公正取引委員会「製造下都給去來秩序の定着」、1991年9月、20ページ。
- (17) 韓国公正取引委員会取引局下請課「不公正下都給去來防止」(韓国公正取引委員会「公正去來」第3号、1991年4月)、78ページ；韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、1994年8月、156ページ。
- (18) 是正命令よりも警告措置がとられた件数が多いことについては、それは、違反の程度の軽微な事件が多く発生しているためではなく、事件審査の終りの段階で親事業者が違反事実を認め、自ら是正したので、警告措置がとられたことによるものであり、実質的には違反の程度や是正内容において是正命令の行われたものと変わりがないとする記述がある(前掲、韓国公正取引委員会取引局下請課「不公正下都給去來防止」、78～79ページ)。
- (19) 前掲、韓国公正取引委員会取引局下請課「不公正下都給去來防止」、80ページ。
- (20) 経済企画院「公正去來便覧」、1989年6月、284ページ。
- (21) 前掲、韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、159ページ；韓国公正取引委員会「公正去來年報1993年版」、1993年5月、143ページ。
- (22) 前掲、韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、159～161ページ及び172～175ページ。
- (23)及び(24) 前掲、韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」、164ページ及び455ページ。

- (25) 李相勲「不公正下都給去來行為の推移及び向後施策方向」(経済企画院「公正去來」第2号, 1989年12月), 204ページ。
- (26) 前掲, 韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」, 166~168ページ。
- (27) 前掲, 韓国公正取引委員会「公正去來年報1994年版」, 175~176ページ。
- (28) 前掲, 韓国公正取引委員会取引局下請課「不公正下都給去來防止」82~83ページ; 前掲, 李相勲「不公正下都給去來行為の推移及び向後施策方向」, 205~206ページ; 前掲, 韓国公正取引委員会「製造下都給去來秩序の定着」, 3ページ及び前掲, 韓国公正取引委員会「『新経済五ヵ年計画』公正競争秩序の定着と企業経営革新部門」, 23ページ参照。